

総社市告示第23号

総社市障がい者就労移行支援金支給要綱（平成26年総社市告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 福祉的就労 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の9又は第6条の10各号に規定する支援を行う<u>事業所</u>で就労することをいう。 (2) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 福祉的就労 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の9又は第6条の10各号に規定する支援を行う<u>市内事業所</u>で就労することをいう。 (2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市障がい者就労移行支援金支給要綱は、平成28年10月1日以後に福祉的就労から一般就労に移行した者について適用し、同日前に福祉的就労から一般就労に移行した者については、なお従前の例による。